

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

II 賃金政策

1 八五年度の地域別最低賃額改定の目安

八五年度における地域別最低賃金額改定の目安については、八五年五月一五日の第九五回中央最低賃金審議会総会において労働大臣から諮問をうけ、ただちに目安に関する小委員会に付託された。その後七月二六日まで、小委員会を四回、公益代表委員と労使各側委員との個別打ち合わせが数回ひらかれた。

八五年度の審議においてもつぼら問題となったのは、目安の金額についてであり、前年までとりあげられていたランク数、目安の表示方法などについては、労使委員のいずれからもとりあげられなかった。審議の最初の段階において労働者側委員からは、一般労働者と中小零細企業に働く未組織労働者との賃金格差を縮小させるため、最賃の引き上げ率は組織労働者の春季賃上げ率プラスアルファが必要であり、各ランク同率で五・二%の引き上げとすべきだという意見が表明された。

また使用者側委員からは、中小企業の景況が昨年と変化はなく、またDランクの地域における製造業あるいはパートタイマーの賃金上昇率が相対的に低くなっていることも考慮して、前年度なみの三・一%の引き上げとすべきであるという意見が表明された。

このように労使各側の意見にはひらきがみられたが、数回にわたる公労・公使折衝をおこなった後、最終的に公益代表委員の見解が提示された。この公益委員見解を目安額として決定することについては、前年同様小委員会の意見の一致をみるにいたらなかったが、地方最低賃金審議会における審議の円滑な運営に資するため、この公益委員見解を各地方最低賃金審議会に示すことについては意見の一致をみて、つぎのような小委員会報告を全会一致で採択した。

【昭和六〇年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解】

一 昭和六〇年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は第一表に掲げる金額とする。

この場合において、第一表のランクは、昭和五九年度地域別最低賃金の日額が第二表に掲げる金額のうち最も近い金額に対応するランクを基準とする。

二 最低賃金額の表示単位及び賃金の大部分が時間によって定められている者について適用する時間額の算定方式については従来どおりとする。

以上のような公益委員見解で示された目安にたいして労使双方とも反対の態度をとったが、引き上げ率三・六%が賃金改定状況調査結果(規模三〇人以下の中小零細企業の賃金を調査し、八五年六月における平均賃金の前年同月にたいする上昇率を算出する)の三・五%を〇・一ポイント上回っていることについて、とくに使用者側委員から強い不満が表明された。その理由は、八三年度および八四年度の公益委員見解では、目安の引き上げ率が調査結果どおりであったことから、調査結果の数値が公益委員見解の基準になるという慣行ができていながらもかかわらず、今回の公益委員

見解はそれをゆるがすものだと主張した。しかし公益代表委員は、過去二年、調査結果にもとづく賃金上昇率と公益委員見解に示された目安の引き上げ率とが一致したのは、諸般の事情の総合判断の結果たまたま、一致したのであり、そのことによって慣行ないしはルールが確立したというわけにはいかないと反論した。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
